

所管部課	企画財政部 企画課	部長	田代雄己		
件名	東大和市組織規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行に関する規則			
	部課機関	企画課、情報管理課、産業振興課、地域振興課、子育て支援課、保育課、青少年課、福祉推進課、高齢介護課			
<p>1. 要旨</p> <p>平成30年4月1日付の組織改正及び事務分掌の見直しに伴う、規則の一部改正である。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>【課・係等 別表第1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 情報管理課社会保障・税番号制度担当の新設 ② 産業振興課商工観光係を商工係と観光係に分割 ③ 保育課管理・給付係の新設 ④ 高齢介護課介護保険・給付係を介護保険係と介護給付係に分割 <p>【事務分掌 別表第2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 企画課企画担当：社会教育課への「平和施策の企画及び推進に関すること。」の移管 ② 情報管理課社会保障・税番号制度担当：「社会保障・税番号制度に係る総合的な企画及び調整に関すること。」及び「個人番号の利活用に関すること。」等の新設 ③ 産業振興課商工係、観光係：商工観光係の分割に伴う事務分掌の分割及び整理（商工観光係を商工係に改めて「観光の推進に関すること。」を削除し、観光係を新設して「観光施策の企画及び推進に関すること。」及び「観光団体に関すること。」等を新設） ④ 地域振興課市民協働係：「ボランティア活動に係る情報提供、相談及び連絡調整に関すること。」を「ボランティア活動に関すること。」に改正 ⑤ 子育て支援課ひとり親・女性相談係：保育課から「助産の実施に関すること。」を移管 ⑥ 子育て支援課子ども家庭支援センター：「子どもの虐待の防止に関すること。」を追加 ⑦ 保育課管理・給付係：「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の認可及び確認に関すること。」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の施設整備に関すること。」等を新設 ⑧ 保育課保育・幼稚園係：管理・給付係の新設に伴う事務分掌の整理及び「助産の実施に関すること。」の子育て支援課への移管 ⑨ 青少年課青少年育成係：「その他放課後児童健全育成事業（放課後児童健全育成事業者の指導及び検査を除く。）に関すること。」を追加 ⑩ 福祉推進課指導調整係：「放課後児童健全育成事業者の指導及び検査に関すること。」を追加 ⑪ 高齢介護課介護保険係、介護給付係：介護保険・給付係の分割に伴う事務分掌の分割及び整理（介護保険・給付係を介護保険係に改めて「介護保険の給付に関すること。」等を削除し、介護給付係を新設して「介護保険の給付に関すること。」及び「居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に関すること。」等を新設） <p>(2) 施行日 平成30年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 規則の一部改正を行うことで、各課の事務分掌等が明確化される。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成30年1月11日 平成30年4月1日付けの組織・定員について決定（市長決裁）</p> <p>平成30年1月中旬 組織規則の改正に関する全庁調査実施</p> <p>平成30年1月～2月 組織規則の改正に関する該当課及び文書課との調整</p> <p>※文書課審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議審議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。